

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則及び香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月17日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第5号

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則及び香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則（香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第1条 香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則（平成30年香川県広域水道企業団規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|--------------|---|---|--|---|-------------|---|---|--|--------------|---|---|--|
| <p>(ブロック統括センター等の職) 第3条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">ブロック統括センター等</th> <th style="width: 80%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中讃ブロック統括センター</td> <td> 所長 副所長 課長 副課長 主幹 場長 課長補佐 副主任 主任 主任主事 主任技師 主事 技師 </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | ブロック統括センター等 | 職 | 略 | | 中讃ブロック統括センター | 所長 副所長 課長 副課長 主幹 場長 課長補佐 副主任 主任 主任主事 主任技師 主事 技師 | 略 | | <p>(ブロック統括センター等の職) 第3条 ブロック統括センター及び広域送水管理センターに置く職は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">ブロック統括センター等</th> <th style="width: 80%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中讃ブロック統括センター</td> <td> 所長 副所長 <u>支所長</u> 課長 副課長 主幹 <u>室長</u> 場長 課長補佐 <u>支所長補佐</u> <u>室長補佐</u> 副主任 主任 主任主事 主任技師 主事 技師 </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | ブロック統括センター等 | 職 | 略 | | 中讃ブロック統括センター | 所長 副所長 <u>支所長</u> 課長 副課長 主幹 <u>室長</u> 場長 課長補佐 <u>支所長補佐</u> <u>室長補佐</u> 副主任 主任 主任主事 主任技師 主事 技師 | 略 | |
| ブロック統括センター等 | 職 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中讃ブロック統括センター | 所長 副所長 課長 副課長 主幹 場長 課長補佐 副主任 主任 主任主事 主任技師 主事 技師 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ブロック統括センター等 | 職 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中讃ブロック統括センター | 所長 副所長 <u>支所長</u> 課長 副課長 主幹 <u>室長</u> 場長 課長補佐 <u>支所長補佐</u> <u>室長補佐</u> 副主任 主任 主任主事 主任技師 主事 技師 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(用語の意義) 第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> | <p>(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 支所長 中讃ブロック統括センターの支所長をいう。</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> |

(専決)

第4条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、課長は、所長の決裁することのできる事項のうち所長があらかじめ指定したものを専決することができる。

4 所長は、前項の規定により課長が専決することができる事項を指定したときは、速やかにその旨を事務局長及び当該事項を所掌する本部の課の長に報告しなければならない。その指定を変更し、又は取り消したときも、同様とする。

(代決)

第6条 略

| センター名 | 代決者 | | |
|--------------|------|------|-----------|
| | 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 |
| 略 | | | |
| 中讃ブロック統括センター | 副所長 | 主管課長 | 主管課長以外の課長 |
| 略 | | | |

2 略

(報告等)

第7条 所長又は課長は、決裁した事項のうち上司において了知しておく必要があると認められるものについては、速やかに上司に報告しなければならない。

2 略

(類推による専決)

第8条 法令の制定等により新たに企業長の権限に属した事務その他の事務でこの規則に定めのないものに係る事項については、所長又は課長は、この規則の定めを類推して専決することができる。

(専決)

第4条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、課長又は支所長は、所長の決裁することのできる事項のうち所長があらかじめ指定したものを専決することができる。

4 所長は、前項の規定により課長又は支所長が専決することができる事項を指定したときは、速やかにその旨を事務局長及び当該事項を所掌する本部の課の長に報告しなければならない。その指定を変更し、又は取り消したときも、同様とする。

(代決)

第6条 所長が不在のときは、次の表の代決者の欄に掲げる職にある者が所長の決裁することのできる事項を代決することができる。

| センター名 | 代決者 | | |
|--------------|------|--------------------------|-----------------------|
| | 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 |
| 略 | | | |
| 中讃ブロック統括センター | 副所長 | 主管課長(支所長) <u>所にあつては、</u> | <u>あらかじめ所長が指定する職員</u> |
| 略 | | | |

2 略

(報告等)

第7条 所長又は課長若しくは支所長は、決裁した事項のうち上司において了知しておく必要があると認められるものについては、速やかに上司に報告しなければならない。

2 略

(類推による専決)

第8条 法令の制定等により新たに企業長の権限に属した事務その他の事務でこの規則に定めのないものに係る事項については、所長又は課長若しくは支所長は、この規則の定めを類推して専決することができる。

別表1（第3条、第4条関係）

センター共通決裁事項

| 関係 事務 | 事項 | 所長 委任 | 決裁区分 | |
|---------------------------------|----------------------------------|----------|------|----|
| | | | 所長 | 課長 |
| 1 一 般 関 係 事 務 | (1)・(2) 略 | | | |
| | (3) 略 | | | |
| | (ア) (イ)以外のもの | ○ | ○ | |
| | (イ) 略 | | | |
| | (4)～(14) 略 | | | |
| | (15) 庁舎の防火管理者及び火元責任者を定めること。 | ○ | ○ | |
| | (16)～(26) 略 | | | |
| 2 服 務 関 係 事 務 | (1) 内部組織の分掌事務及び所属の職員の事務分掌を定めること。 | | ○ | |
| | (2) 略 | | | |
| | (3) 略 | | | |
| | (ア) 課長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| | (イ) 略 | | | |
| | (4) 略 | | | |
| | (ア) 課長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| | (イ) 略 | | | |
| | (5) 略 | | | |

別表1（第3条、第4条関係）

センター共通決裁事項

| 関係 事務 | 事項 | 所長 委任 | 決裁区分 | |
|--|--|----------|------|----|
| | | | 所長 | 課長 |
| 1 一 般 関 係 事 務 | (1)・(2) 略 | | | |
| | (3) 文書の庁外持出しを認めること。 | | | |
| | (ア) (イ)以外のもの | ○ | ※○ | |
| | (イ) 略 | | | |
| | (4)～(14) 略 | | | |
| | (15) 庁舎の防火管理者及び火元責任者を定めること。 | ○ | ※○ | |
| | (16)～(26) 略 | | | |
| 2 服 務 関 係 事 務 | (1) 内部組織の分掌事務及び所属の職員の事務分掌を定めること。 | | ※○ | |
| | (2) 略 | | | |
| | (3) 所属の職員の内国旅行を命じ、及びその復命を受けること。 | | | |
| | (ア) 課長・支所長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| | (イ) 略 | | | |
| | (4) 所属の職員の休暇（会計年度任用職員以外の職員の病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。）及び介護休暇を除く。）及び部分休業の承認等を行うこと。 | | | |
| | (ア) 課長・支所長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | | |
| (5) 所属の職員の職務に専念する義務を免除すること（香川県広域水道企業団事務決裁規程（平成30年香川県広域水道企業団訓令第3号）別表3総務企画課の表6の項事項の欄(5)(イ)及び | | | | |

| | | | |
|---------------------|---|--|--|
| | | | |
| (ア) 課長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | |
| (6) 略 | | | |
| (ア) 課長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | |
| (7) 略 | | | |
| (ア) 課長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | |
| (8) 略 | | | |
| (ア) 課長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | |
| (9) 略 | | | |
| (10) 略 | | | |
| (ア) 課長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | |
| (11) 略 | | | |
| (ア) 課長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| 同欄(6)(イ)に掲げるものを除く。) | | | |
| (ア) 課長・支所長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | |
| (6) 所属の職員の消防団員との兼職を認めること。 | | | |
| (ア) 課長・支所長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | |
| (7) 所長及び所属の職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務を命ずること。 | | | |
| (ア) 課長・支所長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | |
| (8) 所長及び所属の職員に対し、正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限が公務の正常な運営を妨げるかどうか等について通知すること。 | | | |
| (ア) 課長・支所長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | |
| (9) 略 | | | |
| (10) 所長及び所属の職員の週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。 | | | |
| (ア) 課長・支所長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | |
| (11) 所属の職員の時間外勤務代休時間を指定すること。 | | | |
| (ア) 課長・支所長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |

| | | | |
|---------------------|---|--|--|
| (イ) 略 | | | |
| (12) 略 | | | |
| (ア) 課長以上の職にある者に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | |
| (13)・(14) 略 | | | |
| 3～9 略 | | | |

備考 3の項事項の欄に掲げる事項のうち、鉛製の給水管の取替えに係る工
事に関する補助金に係るものは、第3条の規定にかかわらず、所長委任事
項としない。

| | | | |
|--------------------------------|---|--|--|
| (イ) 略 | | | |
| (12) 所長及び所属の職員の代休日を指 定すること。 | | | |
| (ア) 課長・支所長以上の職にある者 に係るもの | 略 | | |
| (イ) 略 | | | |
| (13)・(14) 略 | | | |
| 3～9 略 | | | |

備考

- 1 3の項事項の欄に掲げる事項のうち、鉛製の給水管の取替えに係る工
事に関する補助金に係るものは、第3条の規定にかかわらず、所長委任
事項としない。
- 2 中讃ブロック統括センターの善通寺支所、宇多津支所、琴平支所、多
度津支所及びまんのう支所の支所長は、この表の事項の欄に掲げる事項
であって、同表の決裁区分の欄の課長の欄に○印をもって示すものにつ
いては、第4条第2項の規定にかかわらず、これを専決することができる。
- 3 支所長は、この表の事項の欄に掲げる事項であって、同表の決裁区分
の欄の所長の欄の○印に※印の付されているものについては、第3条後
段及び第4条第1項の規定にかかわらず、これを専決することができる。
- 4 中讃ブロック統括センターの所管区域に係る事項のうち、次に掲げる
ものは、この表の決裁区分の欄及び備考2の規定にかかわらず、それぞ
れ次に定める職にある者が専決することができる。
 - (1) 4の項事項の欄(1)(イ)及び(4)(イ)に掲げるもの 中讃ブロッ
ク統括センター坂出支所長
 - (2) 4の項事項の欄(3)、(6)及び(7)に掲げるもの 中讃ブロック
統括センター坂出支所総務課長
 - (3) 4の項事項の欄(8)に掲げるもの 中讃ブロック統括センターの
工務課長(坂出支所の工務課長を含む。)並びに善通寺支所、宇多津
支所、琴平支所、多度津支所及びまんのう支所の支所長
- 5 備考2から備考4までの規定により支所長が専決することができる場
合には、第6条第2項中「課長が」とあるのは「支所長が」と、第7条
第2項中「課長」とあるのは「支所長」とする。

別表3（第3条、第4条関係）

支出負担行為決裁事項

略

備考

1～4 略

附 則

この規則は、令和3年8月30日から施行する。

別表3（第3条、第4条関係）

支出負担行為決裁事項

略

備考

1～4 略

5 支所長は、この表の課長決裁事項の欄に掲げる事項については、第4条第2項の規定にかかわらず、これを専決することができる。

6 備考5の規定により支所長が専決することができる場合には、第6条第2項中「課長が」とあるのは「支所長が」と、第7条第2項中「課長」とあるのは「支所長」とする。